

一般社団法人日本小児整形外科学会
評議員規程

評議員選出規定

(総則)

第1条 評議員の選出は、一般社団法人小児整形外科学会定款に定められたことのほかは、この規定による。

(選出)

第2条 新評議員の選出は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 新評議員は、現評議員2名からの推薦を受け評議員選出委員会にて審議し、その結果を受けて理事会の決議により選出される。
- (2) 評議員選出委員会は学会あり方委員会に委託する。
- (3) 毎年選出される新評議員数は、10月1日の事業年度開始日の正会員数を基準とし決定する。
- (4) 現評議員による新評議員の推薦は9月1日からその年の学術集会開催の1か月前までを募集期間とする。

(被推薦資格)

第3条 評議員の被推薦資格は、下記に定める通りとする。

- (1) 本会入会后2年以上の正会員で、小児整形外科学の発展に指導的役割をはたすものとする。
- (2) 小児施設（小児病院・医療型障害児入所施設）や小児部門（大学・一般病院）の指導的立場にある整形外科医若しくはこれと同等の経験・実績があると認める者。
- (3) 評議員推薦者数は、各評議員につき1年に2名までとする。

(報告)

第4条 理事長は理事会において選出された評議員を社員総会に報告する。

(変更)

第5条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

評議員資格継続規定

(総則)

第1条 評議員の資格継続に関する事項は、この規定による。

(審査基準)

第2条 評議員である6年間に、本学会で発表するか(共同演者・教育研修講演を含む)もしくは座長を経験し、あるいは小児整形外科に関する内容を学術誌・他学会・講演会で論文掲載・発表・講演などの相当数あることとし、理事会に書面で提出する。

(辞退)

第3条 評議員であることを辞退する場合は、本人が理事長に書面で申し出る。

(資格の失効)

第4条 評議員は以下のいずれかの場合に、その資格を失効する。

- (1) 会の名誉を著しく損ねた場合。
- (2) 評議員会に3年連続して欠席した場合。ただし相応の理由がある時には理事会による資格有効性の審査を受けることができる。

(補足)

第3条 この規定に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

(変更)

第6条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、平成30年2月9日から施行する。

(2019年11月21日改訂)